

○破産法

平成二六年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二五・六・一九法四五）附則二六条二号（平成二六・二・二八までに政令で定める日施行）による改正前の条文

■第一五〇条第六項第三号

三、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二六年法律第百九十八号）第百二十九条の八に規定する投資法人債管理者
同法第一条第十七項に規定する投資法人債